

4. 情報倫理・SNS利用等に関する注意

〔参考〕東京大学情報倫理ガイドラインウェブサイト

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/cie/ja/index.html>



情報機器やネットワークの普及で**個人から全世界への情報発信**も容易に行えるようになった現在、大学生一般に、情報倫理にかかわる行為も**安易な意識**で行われがちとなっています。

本学では、「**情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン**」のほか関連規程等が設けられており、学生の皆さんへも、リーフレットの配布等による注意喚起を行っているところです。

◎ SNS等における**不適切なつぶやきや情報発信**は、一度行ってしまうと、第三者により内容が保存・拡散され、個人の情報も**特定・拡散**されるなどの事態につながる場合があります。…**“匿名”、“仲間内だけ”、“この程度なら”**といった意識で何気なく行ったものであっても、**取り返しのつかないトラブル**に陥る場合があることに十分留意してください。

◎ **本学の学生・学生団体としての名義や立場**を称してインターネット上で行われる情報倫理に反する行為について、**大学への苦情や問合せ**等が寄せられる事例も発生しています。…このような非違行為は、**懲戒処分**などの対象にもなりうるものです。

情報倫理にかかわる非違行為（例）

- × SNS等において**法令やモラルに反する書き込み**（違法行為の示唆・幫助、他者への差別・誹謗中傷、アルバイトや学内業務で知り得た守秘義務に抵触するもの等）をする。
- × 本人（全員）から了承を得ずに、**他人の顔写真やサークル名簿**等をウェブ上で掲載する。
- × **違法に配信**されていた映画や音楽ファイルをそれと知りながらダウンロードする。
- × インターネットで見つけた**他人の文章を切り貼り**し、自分のレポートとして提出する。
- × **「東京大学○○研究会」等の名義**を称するウェブサイトを私的に開設し、大学の名のもとに行うものとして**不適切な情報発信や営利目的活動等**に使用する。

なお、とりわけ本学の提供する情報システム（ネットワークを含む）は、**教育研究活動を目的**とするものであり、その利用に当たっては、次のような不適切な情報発信・公開は禁止されているとともに、その他、諸般の**遵守すべき事項**が定められています。

- (1) 本名以外（匿名・偽名）による情報
- (2) 知的財産権・肖像権を侵害する情報
- (3) 差別・誹謗中傷にあたる情報
- (4) プライバシーを侵害する情報
- (5) わいせつな情報
- (6) 教育・研究を妨害する情報
- (7) 他者の業務・作業を妨害する情報
- (8) 虚偽の情報
- (9) 守秘義務違反にあたる情報
- (10) 教育・研究活動における機微情報

学外活動や私生活においても、本学の学生として情報倫理を遵守してください。



「情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン」表紙